

平成26年4月
市川市定例教育委員会会議録

市川市教育委員会

平成26年4月定例教育委員会会議録

- 1 日 時 平成26年4月3日（木） 午後3時30分開議
- 2 場 所 第4委員会室
- 3 日 程
- 1 開会
 - 2 会期の決定
 - 3 議事日程の決定
 - 4 委員長職務代理者の指定
 - 5 会議録署名委員の指名
 - 6 議案第1号 平成26年度市川市教育振興基本計画重点事業の策定について
議案第2号 市川市教育委員会公印規則の一部改正について
議案第3号 市川市教育委員会事務局等組織規則の一部改正について
議案第4号 市川市立図書館運営基本計画の策定方針について
 - 7 報告第1号 市川市教育委員会事務局及び教育機関の職員の任免に関する臨時代理の報告について
報告第2号 市川市教育委員会の権限に属する事務の補助試行に関する規則等の一部改正等に関する臨時代理の報告について
報告第3号 市川市教育委員会事務決裁規程の一部改正に関する臨時代理の報告について
報告第4号 市川市立小学校、中学校及び特別支援学校の校長・教頭の人事異動内申に関する臨時代理の報告について
 - 7 その他
 - 8 閉 会
- 4 本日の会議に付した事件
- 1 議案第1号 平成26年度市川市教育振興基本計画重点事業の策定について
議案第2号 市川市教育委員会公印規則の一部改正について
議案第3号 市川市教育委員会事務局等組織規則の一部改正について
議案第4号 市川市立図書館運営基本計画の策定方針について
報告第1号 市川市教育委員会事務局及び教育機関の職員の任免に関する臨時代理の報告について

する臨時代理の報告について

- 報告第2号 市川市教育委員会の権限に属する事務の補助試行に関する規則等の一部改正等に関する臨時代理の報告について
報告第3号 市川市教育委員会事務決裁規程の一部改正に関する臨時代理の報告について
報告第4号 市川市立小学校、中学校及び特別支援学校の校長・教頭の人事異動内申に関する臨時代理の報告について

- 2 その他 (1) 平成26年2月市議会定例会について
(2) 自然学習課新設における現状と今後の充実策について

5 出席委員 宇田川 進
五十嵐 芙美子
内田 茂男
小林 正貫
平田 信江
田中 康惠

6 出席職員、職・氏名

教育次長	石田 有記	教育総務部長	津吹 一法
学校教育部長	山元 幸恵	生涯学習部長	萩原 洋
教育総務部次長	石沢 昇栄	学校教育部次長	小松 秀夫
生涯学習部次長	千葉 貴一	教育政策課長	永田 治
人事・福利担当室長	板垣 道佳	就学支援課長	谷内 祐幸
教育施設課長	戸佐 薫	義務教育課長	井上 栄
学校安全安心対策担当室長	近藤 利一	指導課長	山田 浩一
保健体育課長	永田 博彦	教育センター所長	篠崎 道成
生涯学習振興課長	牛尾 進一	青少年育成課長	小畔 春夫
社会教育課長	川野 修一	自然学習課長	川元 洋
中央図書館長	松本 雅貴		

8 事務局職員、職・氏名

教育政策課	主幹 福田 修
"	主幹 石田 清彦
"	副主幹 近藤 孝子
"	副主幹 宮内由美子
"	主査 中嶋 愛
"	主査 吉成 悟
"	主査 中俣 智文

○ 事務局

会議に先立ちまして、ご報告をさせていただきたいと存じます。五十嵐委員が26年2月市議会定例会におきまして、議会の同意を受け、市長から市川市教育委員会委員に任命されましたので、ご報告をさせていただきます。ここで、五十嵐委員よりご挨拶をいただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○ 五十嵐委員

— 挨拶は割愛 —

○ 事務局

ありがとうございました。続きまして、4月1日付けで職員の異動がございましたので、組織順に、役職名、氏名を述べさせていただきたいと存じます。

— 職員の紹介 —

○ 事務局

以上でございます。それでは、委員長、会議の開会をよろしくお願ひいたします。

○ 宇田川委員長

ただいまから、平成26年4月定例教育委員会を開会いたします。本日の会議は、委員の過半数が出席しておりますので地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第2項の規定により成立いたしました。この定例会の会期は市川市教育委員会会議規則第3条第2項の規定により、本日1日といたします。それでは日程に従い議事を進めます。委員長職務代理者の指定に入ります。五十嵐委員の職務代理者としての任期が、教育委員としての任期である3月31日をもちまして満了となっていましたので、新たに指定する必要があります。法第12条第4項、及び会議規則第6条の規定により、委員長職務代理者の指定を行います。指定の方法は、指名推薦を用いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

○ 他の委員

異議なし。

○ 宇田川委員長

異議なしと認めます。それでは、どなたがよろしいでしょうか。推薦をお願いしたいと思います。

○ 内田委員

五十嵐委員に引き続きお願いできたらいいと思います。

○ 宇田川委員長

皆様いかがでしょうか。

○ 他の委員

異議なし。

○ 宇田川委員長

ご異議がないようですので、五十嵐委員、職務代理をお願いできますでしょうか。

○ 五十嵐委員

わかりました。

○ 宇田川委員長

よろしくお願ひいたします。五十嵐委員を委員長職務代理者に指定することに決定しました。

○ 宇田川委員長

次に会議録署名委員の指名を行います。会議規則第39条の規定により、会議録署名委員に、委員長、内田委員、田中委員を指名いたします。続きまして、議案に入ります。議案第1号 平成26年度市川市教育振興基本計画重点事業の策定についてを議題といたします。提案理由の説明をお願いいたします。

○ 教育政策課長

議事日程の1ページをご覧ください。第2期市川市教育振興基本計画、第5章「計画の推進」には、「実施事業については、毎年度、教育を取り巻く諸情勢の変化を的確にとらえ実施するものとし、特に優先的に実施すべきものは、重点事業として公表します。」と記載されておりますが、本議案は、これを受けまして、提案をさせていただくものでございます。では、重点事業抽出の考え方につきましてご説明申し上げます。重点事業は、以下に申し上げます、大きく3点の事業のいずれかに該当する事業といたしました。申し訳ございません、議事日程の2ページをご覧いただけますでしょうか。こちらの1番右端の列、こちらに今回ご提案させていただく重点事業につきまして、記載させていただいております。では、抽出の考え方につきまして、ご説明をいたします。まず、第1点目といたしまして、本年度から行うこととなりました教育行政運営方針におきまして、重要な施策として取り上げた事業でございます。例を挙げますと、重点事業の上から3つ目の校内塾・まなびくらぶ事業などがございます。2点目といたしましては、第2期市川市教育振興基本計画で、市川市の教育の現状と課題の項で整理いたしました、第1期計画のねらいの達成が十分ではないものや第1期計画期間中に浮上した新たな教育課題に対応した事業でございます。例を挙げさせていただきますと、いじめ問題の解消や東日本大震災の教訓を生かした防災教育などがございます。3点目といたしましては、文部科学省の委託事業や第1期計画から継続されている成果指標の中で、現状値が低い水準にある事業などでございます。例を申し上げますと、特別支援学校のセンター的機能充実事業や成果指標であります歴史や文化に興味があると回答する児童生徒の割合に対応する教育普及事業などがございます。今申し上げましたような考え

方から、ご覧いただいている2ページの右端の列に重点事業を抽出させていただきました。全部で19の事業となっております。なお、重点事業の数につきましては、本来ならば、第2期計画には、41の施策がございますので、その施策ごとに対応した41の重点事業を定めるべきであるとも考えましたが、当該年度における取り組みをより重点化させるとともに、市民へのわかりやすさを考慮し、各施策をまとめる施策の方向ごとに1つの重点事業を基本といたしました。しかしながら、施策の方向には、施策が1つのものから5つあるものまで幅がございますので、重点事業を限定する一方で施策が4つ以上ある施策の方向には、2つの重点事業を設定しております。その結果、ご覧いただいている通り、平成26年度の重点事業は19となったところでございます。また、3ページから5ページにつきましては、各重点事業の事業概要を掲載しておりますので、合わせてご覧いただきたいと存じます。最後に今後についてでございますが、本定例会で議決いただけましたら、教育委員会のホームページに近日中に公開いたします。また、これらの重点事業は、翌年の教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検・評価の際に、他の主な事業や成果指標とともに評価の対象といたします。そして、今後は、これらの評価結果を翌年度の予算事業、重点事業、教育行政運営方針へと反映させるサイクルを構築していく予定でございます。以上、平成26年度市川市教育振興基本計画重点事業の策定について、ご説明をさせていただきました。よろしくご審議いただきますようお願ひいたします。

○ 宇田川委員長

以上で説明は終わりましたが、質疑はございませんか。

○ 五十嵐委員

今の説明で前回いただいた26年度基本計画、この中のさつきおっしゃったようにねらいが途中の物とか、また、計画中に新たな課題が浮かび深まつたもの等が網羅されていて全体を通していいのではないかと思います。ちょっと質問なのですが、例えば1-3体力向上推進事業というものがありまして、ここは健康に関する意識を高め、健やかな体を育成する、読ませていただくと、運動生活、運動することにすごく力点を置いているのですけれども、その他、前回のまだ上手く達成できていない目標等の早寝早起きなどの正しい生活リズムとか、この資料をいただいた後ろの方の議会の答弁等で、ヘルシースクール事業等との関連等が上がっているのですが、重点目標なので、体力とか運動の向上というのはいいのですが、そのベースになるものと上手くドッキングできるような、体力向上推進とかその辺の兼ね合い、そういうことは必要ないのかななんて思ってて、ただ重点事業なので、やらない訳ではないので、その辺はいいのかなと思いました。もう一つ、2-4と3-3がとても、命を大切にする教育とか豊かな心を育てるということで、いじめ防止ということをすごく重視していて、たまたま2-4と3-3は、同じい

じめ問題に取り組んでいる、それほど市川では、重点を置くということなのか、にした方がいいのか、それとも例えば学校支援講座等は地域社会の方に、視点を変えた方がいいのか、ちょっと読ませていただいて、どっちが市川らしく、いいのかななんて、ちょっと疑問に思ったので、この意図とか、もし良ければ、もう一度説明していただいているですか。

○ 保健体育課長

1－3の体力向上推進事業でございますが、この1－3につきましては、ご指摘のように3点の施策の内容がございました。1点目は望ましい生活習慣を身に付ける取り組みの推進、2点目として、食育の推進でございましたが、今、五十嵐委員の方からもございましたように、特に重点として取り上げたい内容、その点を重点として取り上げさせていただいております。引き続きこの1－3の1の望ましい生活習慣、それから食育の推進についても。引き続き一生懸命に取り組んでまいりたいと考えております。以上です。

○ 五十嵐委員

ありがとうございます。学校実践講座事業っていうので、いじめ、これは地域の支援者で、これは講座をやるよりもその後どう動くか、さらに人権教育を地域の方が進めているっていうそこがとても大事なフローなんだろうなと思ったのですけれども、何か意図して、2－4、3－3、何か関連とか。

○ 生涯学習振興課長

委員がおっしゃる通り、いじめ問題については、市川市教育委員会として、これから取り組んでいかなければいけないということで、そのアプローチの仕方ということで、2－4につきましては、地域の方が講座を受けて、学校に入って、子どもの意見を聞くという、地域からのアプローチという事で、3－3につきましては、生徒指導主任研修会ということで、どちらかといいますと、学校の中の生徒指導主任の研修を行うことによって、学校の中からの取り組みということで、そういう形で二つのアプローチの仕方で、いじめ問題を解決していくこうということでございます。以上でございます。

○ 五十嵐委員

タイアップしたりとか何かその辺の構想とか、もう少し有機的にできないのですかね。重点を置くのはとても重要なことでいいという点で。

○ 生涯学習振興課長

2－4の学校支援実践講座につきましては、地域の方が講座を受けて、学校に入って子どもと意見交換をするということなのですけれども、その際に使う事例とかテキストにつきましては、その1回限りではなく、その後の学校の授業の中に活かしていただくような形で、この事業がその単独で終わることではなく、その後の学校の中で活かしていただくような感じで連携を図っていきたいと考えております。以上でございます。

○ 宇田川委員長

よろしいでしょうか。ほかに。

○ 平田委員

1-1で学校図書支援センター事業のところで、スタッフを学校に派遣するというところがあるのですけれども、こちらは例えば児童数生徒数によって、スタッフの数が決まるとか、もしくは児童数生徒数が少ない学校に対しては、派遣ができないとか、そういうことはあるのでしょうか。

○ 学校教育部長

私の方でお答えいたします。こちらに載っております学校図書館を支援するスタッフと申しますのは、今現在、学校の方におります学校図書館員とは別の者で、その学校図書館員の色々相談にのって、支援、指導する立場のスタッフでございます。これにつきましては、2名程度を雇い上げまして、必要に応じて派遣するというものでございます。以上でございます。

○ 平田委員

ありがとうございます。

○ 宇田川委員長

ほかに。

○ 内田委員

1-3の体力推進向上事業ですけれども、例えば充実したスポーツライフを実現するために、トップアスリートとの交流ありますけれども、これはあれでどうですかね、文部科学省がこの前、スポーツ振興計画ですか、東京オリンピックを担当する局長が決定したというのもあったのですけれども、大学なんかでも連携してですね、要するに東京オリンピックに向けてですね、色々、ここに書いてある通りトップアスリートと学生との交流とか、カリキュラムの中で何かうまいこと東京オリンピックに向けてのですね、学生を東京オリンピックに向けて教育に必要なプログラムができるのだろうかというような話があったのですけれども、我々の大学の方でもそれは今、検討しておりますけれども、それと関連がこれございますか。つまり文部科学省の方針と関係があるのか。

○ 保健体育課長

文科省の施策と関連があるかということでございますけれども、これは市独自の取組でございまして、例えばトップアスリートにつきましては、市内で練習しているラグビーのトップリーグのチームに学校の方に来ていただいて、タッチラグビーの指導を行っていただいております。また、オリンピック選手をお招きして水泳教室を行ったり、それから夢の教室と言いまして、それぞれサッカー等でご活躍をJリーグ等でご活躍された方を学校に派遣して、子どもたちと一緒に活動をするというような市独自でやっている事業でございます。以上でございます。

○ 宇田川委員長

ほかに。

○ 平田委員

2-1の家庭教育学級運営事業についてなのですが、保護者が子育て、親子のコミュニケーションをテーマとして1年間計画的に学習し、とあるのですが、テーマはこれに限るということでしょうか。今まで恐らく保護者の中で、学習したいこと、お呼びしたい講師など選んでやっていたかと思うのですけれども、今年はこれをテーマを限ってやるということでしょうか。

○ 生涯学習振興課長

家庭教育学級のテーマにつきましては、今、委員さんが言われましたように、これ以外にも様々なテーマでやっています。ここにあるのは主なものという例として挙げただけで、今まで通り様々な種類の講座をやっていただくような感じになると思います。以上でございます。

○ 平田委員

ありがとうございました。

○ 宇田川委員長

ほかにいかがでしょうか。ほかに質疑がないようですので、議案第1号を採決いたします。ご異議はございませんか。

○ 他の委員

異議なし。

○ 宇田川委員長

異議なしと認めます。本案は原案のとおり可決いたしました。次に議案第2号 市川市教育委員会公印規則の一部改正についてを議題といたします。提案理由の説明をお願いいたします。

○ 教育政策課長

議事日程の6ページをお願いいたします。まず今回、公印規則の一部を改正することとした理由でございます。公印は、公務上作成された文書である公文書に使用する印章でございまして、その印影を押すことにより公文書が真性であることを認証するものでございます。そして、市から市以外の団体又は個人に発送する公文書には、軽易な照会、通知等を除き、公印を押印しなければならないこととされております。現在、公民館につきましては、「公民館」及び「館長」の公印が、少年自然の家につきましては、「所長」の印が、それぞれ調製されているところでございますが、公民館及び少年自然の家に関する公文書の発送につきましては、それぞれ所属する社会教育課及び自然学習課において発送しており、公印は使用されておらず、今後、使用することも予定されていない状況にございます。そこで、使用されることのない公印を廃止する必要がございますことから、公印規則の一部を改正するものでございます。続きまして、改正内容をご説明いたします。申し訳ありません、議事日程の17ページ、新旧対照表をご覧ください。公民館16館すべて

の「公民館印」及び「館長印」並びに少年自然の家の「所長印」を削るものでございます。なお、今回の改正によりまして、計33個の公印が削除され、公印の数が大幅に減少いたしますことから、別表を全部改正し、ご覧のとおり改めることとしております。最後に、施行期日についてご説明いたします。恐れ入りますが、議事日程の7ページにお戻りいただけますでしょうか。この規則による公印の廃止日について定めるものでございます。この施行期日につきましては、使用されることのない公印は、速やかに廃止する必要がございますことから、公布の日をこの規則の施行期日とするものでございます。以上、公印規則の一部改正につきましてご説明をさせていただきました。よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

○ 宇田川委員長

以上で説明は終わりましたが、質疑はございませんか。質疑がないようですので、議案第2号を採決いたします。ご異議はございませんか。

○ 他の委員

異議なし。

○ 宇田川委員長

異議なしと認めます。本案は原案のとおり可決いたしました。次に議案第3号 市川市教育委員会事務局等組織規則の一部改正についてを議題といたします。提案理由の説明をお願いいたします。

○ 人事・福利担当室長

議事日程の22ページをご覧ください。まず、今回、組織規則の一部を改正することとした理由でございます。本市は、現在の市役所本庁舎の耐震性が著しく不足し、老朽化も進行していることなどを踏まえまして、平成25年9月に「市川市庁舎整備基本構想」を定め、平成32年までに、市役所本庁舎を建て替えることとしたところでございます。現在、市役所本庁舎の建て替えに向け、順次、仮庁舎への移転が進められており、教育委員会事務局につきましても、南八幡に建設中の市川市南八幡仮設庁舎に移転する予定でございますことから、事務局の位置を移転後の住所に改める必要があるのでございます。続きまして、改正内容をご説明いたします。議事日程の24ページ、新旧対照表をご覧ください。改正後の第2条をご覧ください。本条は、教育委員会事務局の名称及び位置を定めております。只今ご説明いたしましたとおり、事務局の移転に伴いまして、事務局の位置を移転後の住所である「市川市南八幡1丁目17番15号」に改めるものでございます。最後に、施行期日についてご説明いたします。ページが戻りまして、議事日程の28ページ、改正文の附則をご覧ください。この規則による改正後の組織規則の適用日について定めるものでございます。事務局の移転は、平成26年5月7日を予定しておりますことから、同日をこの規則の施行期日とするものでございます。以上、組織規則の一部改正につきましてご説明をさせていただき

ました。よろしくご審議くださいますようお願ひいたします。

○ 宇田川委員長

以上で説明は終わりましたが、質疑はございませんか。質疑がないようすで、議案第3号を採決いたします。ご異議はございませんか。

○ 他の委員

異議なし。

○ 宇田川委員長

異議なしと認めます。本案は原案のとおり可決いたしました。次に議案第4号 市川市立図書館運営基本計画の策定方針についてを議題といたします。提案理由の説明をお願いいたします。

○ 中央図書館長

議事日程の25ページをお願いいたします。別冊がついてございます。資料が多くなっておりますので目次をつけてございます。一枚めくっていただき、レジュメに従ってご説明させていただきます。まず、(1)の市川市の図書館の歴史でございますが、昭和25年市川小学校に併設されたのを嚆矢といたしまして、現在は中央図書館以下、行徳、信篤、南行徳、平田、市川駅南口図書館の6館体制で図書館サービスを展開しております。次に(2)の本計画の位置づけでございますが、恐れ入りますが、次の3ページでございます。左の図のように、本計画は「市川市総合計画第二次基本計画」、その下に、教育部門の総合計画であります「市川市教育振興基本計画」、その下に生涯学習部門の計画であります「第三次市川市生涯学習推進計画」が策定されております。この下に「市川市立図書館運営基本計画」と位置付けられるものでございます。次に計画の成り立ちといたしまして右の図の方でございますが、平成23年から25年までを期間といたします「市川市立図書館中期計画」はその根拠を教育振興基本計画に基づくものでございますが、新しい計画につきましては、改正図書館法、また、図書館法に定められます図書館の設置及び運営上の望ましい基準、これを受けまして本市の図書館設管条例、及び施行規則に基づきまして新計画を位置付けるものでございます。1ページ目にお戻りいただきまして、1ページ目のレジュメの中に、根拠といたしまして、図書館法の第7条の3でございますが、「図書館は、当該図書館の運営の状況について評価を行うとともに、その結果に基づき図書館の運営の改善を図るため必要な措置を講ずるよう努めなければならない」と定められております。こちらが事務事業の評価をする根拠となります。同じく2ページ目、レジュメの方でございますが、枠の中でございますが、基本的運営方針及び事業計画といたしまして、市町村立図書館は、その設置の目的を踏まえ、社会の変化や地域の実情に応じ、当該図書館の事業の実施等に関する基本的な運営の方針を策定し、公表するよう努めるものとする。2市町村立図書館は、基本的運営方針を踏まえ、図書館サービスその他図書館の運営に関する適切

な指標を選定し、これらに係る目標を設定するとともに、事業年度ごとに、当該事業年度の事業計画を策定し、公表するように努めるものとする。という規定がございます。もう一点、本市の市川駅南口図書館につきましては指定管理者による運営でございますが、外部有識者を交えまして、モニタリングを実施しておりますけれども、直営の図書館では定期的な評価の実施はなかったということから、本市の図書館の設置条例の施行規則を改正いたしまして、図書館の評価と公表を実施することとしたものでございます。この評価を実施するに当たりまして、25年度までにつきましては市川市立図書館中期計画を拠り所としていますけれども、本計画の期間満了に伴いまして、新たに将来のあるべき姿を示す計画を策定する必要がございます。以上のことから新たな計画を策定するものでございます。4ページ資料に現行の市川市立図書館中期計画と市川市立図書館運営基本計画の対照表がございます。位置づけといたしまして、前中期計画を踏襲するものということで、柱が前計画では7つありましたところを3つの柱と整理し、そこに施策の方向性と事業をつけて、評価指標等を加えた計画とするものでございます。次に策定スケジュールでございますが、5ページの資料3でございますけれども、上の表から「教育振興基本計画」を受けまして、「市川市立図書館中期計画3ヶ年」を策定しておりますけれども、この計画期間が終了するということから、25年度の評価と共に、3ヶ年の中期計画の評価をいたしまして、そのうえで新計画を策定に移りたいということでございます。26年度の事務事業につきましては評価の根拠はなくなるということから、中期計画の一年の期間の延長、また、26年度の評価指標の策定を行う予定でございます。26年度の一年間のスケジュールにつきましては、下の表でございます。本会議での議決・承認をメインといたしますけれども、それに付随いたします連絡調整会議、また2月に社会教育委員会議、そこでもご意見を伺いまして、その他府内合意といたしましては、関係所管会議、課長クラスを想定しておりますけれども、府内合意に向けたいと思います。その他市民意見といたしまして、eモニターによる意見聴取、パブリックコメントの募集、指定管理のモニタリングで学識経験者として図書館学の大学教授2名を外部委員にお願いしておりますので、こちらにもご意見を伺いたいと思っております。また、初めてのことではございますけれども、ボランティアの会市川図書館友の会に対しても意見を伺いたいと思っております。本日はまず策定方針と、スケジュール等のご承認をいただきましたら、次に②として中期計画の評価をさせていただき、素案の作成または素案に対する意見聴取を伺いまして、最後に報告ということで、平成27年度4月からの発効を予定しております。以上でございます。よろしくご審議の程お願いいたします。

○ 宇田川委員長

以上で説明は終わりましたが、質疑はございませんか。質疑がないようで

すので、議案第4号を採決いたします。ご異議はございませんか。

○ 他の委員

異議なし。

○ 宇田川委員長

異議なしと認めます。本案は原案のとおり可決いたしました。次に報告に入ります。報告第1号 市川市教育委員会事務局及び教育機関の職員の任免に関する臨時代理の報告についてを議題といたします。提案理由の説明をお願いいたします。

○ 人事・福利担当室長

議事日程の26ページと27ページをご覧ください。教育委員会事務局及び教育機関へ配置する市職員の人事異動につきましては、本来、定例教育委員会あるいは、臨時教育委員会において、議案として提出し、ご意見をいただくべきところでございますが、市長部局等との調整もあり、時間がございませんでしたことから、市川市教育委員会事務委任規則第2条第1項の規程により、教育長が臨時代理をさせていただきましたので、同規則第2条第3項の規定に基づきまして、ご報告をさせていただくものでございます。以上でございます。

○ 宇田川委員長

以上で説明は終わりましたが、質疑はございませんか。質疑がないようすで、報告第1号を終了いたします。次に報告第2号 市川市教育委員会の権限に属する事務の補助試行に関する規則等の一部改正等に関する臨時代理の報告について、および報告第3号 市川市教育委員会事務決裁規程の一部改正に関する臨時代理の報告については、関連が深い事件ですので、統けて説明をお願いいたします。

○ 人事・福利担当室長

議事日程の28ページ以下をご覧ください。本報告に係る教育委員会規則及び訓令の一部改正等につきましては、いずれも平成26年度の教育委員会の組織改正に伴うものであり、4月1日前に公布し、同日に施行させる必要がございました。つきましては、教育委員会の会議を招集する暇がないと認められましたことから、市川市教育委員会事務委任規則第2条第1項の規定に基づきまして、3月31日に、教育長が臨時に代理させていただいたところでございます。そこで本日、同条第3項の規定に基づき、その内容をご報告させていただくものでございます。それでは、改正等の概要についてご説明いたします。今回、大きく2点の理由に基づき改正等を行っております。まず、1点目といたしましては、菅平高原いちかわ村を廃止いたします「市川市林間施設の設置及び管理に関する条例を廃止する条例」が平成26年4月1日に施行されることに伴いまして、その組織等を廃止する必要があったものでございます。只今の理由に対応する改正内容でございますが、議事日程の32

ページ及び33ページをご覧ください。「市川市教育委員会事務局等組織規則」におきまして、第3条第3項の表でございますが、教育機関等に置く組織から、菅平高原いちかわ村の組織を削っております。続きまして、36ページ、第5条第3項でございますが、教育機関等の事務分掌から、菅平高原いちかわ村の事務分掌を削っております。続きまして、38ページ、第6条第4項の表でございますが、教育機関等の組織に置く職から、菅平高原いちかわ村所長の職を削っております。続きまして、2点目でございますが、幼稚園に関する事務の移管でございます。平成24年8月に成立・公布されました「子ども・子育て関連3法」によりまして、平成27年4月1日に、認定こども園、幼稚園及び保育所を通じた共通の給付が創設される予定であること等を踏まえまして、当該給付事務等を一元的に実施するため、担当部局を段階的に市長部局に一元化し、円滑な事務の実施が可能な体制を整備する必要がございますことから、現在、教育委員会において執行する幼稚園に関する事務のうち、私立幼稚園等に係る補助に関する事務、市立幼稚園保育料の賦課徴収に関する事務、市立幼稚園への幼児の入園、休園、復園及び退園に関する事務を市長部局に移管する必要があったものでございます。只今の理由に対応する改正内容でございますが、議事日程の32ページをご覧ください。「市川市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則」でございますが、市立幼稚園への幼児の入園等に関する事務をこども部の職員に補助執行させる旨を加えております。続きまして、34ページ「市川市教育委員会事務局等組織規則」でございます。就学支援課の事務分掌から、私立幼稚園等に係る補助に関する事務を削るとともに、市立幼稚園への幼児の入園等に関する事務を除外しております。続きまして、38ページ「市川市立幼稚園管理規則」でございます。幼稚園保育料減免に関する規定を削っております。続きまして、30ページ改正文の第4条をご覧ください。私立幼稚園等に係る補助に関する事務について定めておりましたご覧の4本の補助金交付規則を廃止しております。続きまして、「市川市教育委員会事務決裁規程」でございますが、只今ご説明いたしました教育委員会規則の改正に応じ、各課等の専決事項を整理してございます。主な改正等の内容は以上でございます。最後に、施行期日についてご説明いたします。議事日程の31ページ、改正文の附則をご覧ください。この規則による改正後の組織規則等の適用日及び補助金交付規則の廃止日について定めるものでございます。平成26年度から幼稚園に関する事務を移管し、及び同年4月1日に林間施設が廃止されますことから、同日をこの規則の施行期日としたものでございます。報告は以上でございます。

○ 宇田川委員長

以上で説明は終わりましたが、質疑はございませんか。質疑がないようすで、報告第2号および報告第3号を終了いたします。次に報告第4号

市川市立小学校、中学校及び特別支援学校の校長・教頭の人事異動内申に関する臨時代理の報告についてを説明をお願いいたします。

○ 義務教育課長

議事日程、50ページをご覧ください。平成25年度末及び平成26年度市川市立小学校、中学校及び特別支援学校の校長・教頭に関する人事異動につきましては、千葉県教育委員会に内申する前に、本会議において議案として提出し、ご意見をいただきなければならぬところでございますが、臨時教育委員会を開催する時間がなかったこと、また、千葉県教育委員会との調整から提出までの期間が大変短かったこと等から、市川市教育委員会事務委任規則第2条の規定により、教育長の臨時代理とさせていただきました。このことにより、平成25年度末及び平成26年度の市川市立小学校、中学校及び特別支援学校の校長・教頭の人事異動は完結いたしました。したがいまして、同規則第2条第3項の規定により、ご報告するものでございます。管理職の人事異動に係る具体的な内容につきましては、51ページと52ページのとおりでございます。簡単にご説明させていただきます。51ページの校長異動そして、52ページの教頭異動共に、「1の退職」につきましては、定年退職並びに勧奨退職、そして、市教育委員会への異動のための退職者となっております。そして、「2の転補」につきましては、市内の学校間異動者となっております。また、「3の新任」につきましては、県及び市の行政機関からの異動による再任、並びに昇任者と、校長の場合は教頭から、教頭の場合は教諭からの昇任者となっております。最後に、「4のその他」は、県立学校及び県教育委員会並びに他市への異動者となっております。なお、一般教員の異動につきましては、先ほどお配りさせていただきました別冊資料のとおりとなっております。以上でございます。

○ 宇田川委員長

以上で説明は終わりましたが、質疑はございませんか。質疑がないようですので、報告第4号を終了いたします。続きまして、その他に入ります。(1) 平成26年2月市議会定例会について、説明をお願いいたします。

○ 教育総務部長

教育次長は2月定例会に出席しておりませんでしたので、私の方から今回報告させていただきたいと思います。議事日程の53ページをお願いいたします。会期は平成26年2月17日月曜日から3月24日までございました。教育委員会に關係する議案につきましては、53ページにございますように、議案第45号、52号、60号、71号の4件でございまして、全て可決いただきました。今回は教育長の教育行政運営方針、これを教育長から述べた定例会になっております。議案第45号でございますが、市川市行政組織及び市川市立幼稚園の設置及び管理に関する条例の一部改正についてで、幼稚園保育料の賦課徴収等に関する事務を教育委員会から市長部局に移管するもの

でございます。また、その他、教育委員の任命の他、平成 25 年度の市川市一般会計補正予算第 4 号及び平成 26 年度市川市一般会計予算。次に代表質疑でございます。今回から先ほど申しました教育行政運営方針を教育長が述べたこともございまして、例年ですと 5 会派程度から質疑がございましたが、今回全 11 会派の内、10 会派から質疑がございました。それでは質問の趣旨が重複するものもございましたが、すべてについてご説明する時間がございませんので、幾つかについてご説明させていただきたいと思います。まず、校内塾まなびクラブについてでございます。趣旨は事業内容、あるいは実施スケジュール、人材確保等で、市内すべての小中学校で退職教諭や大学生の指導により、放課後や長期休業中に学習する場を提供すること、算数、数学を中心に参加を希望する児童生徒を対象とするが、参加を必要とする児童生徒には、逆に参加を促すということを答弁しております。次に小中一貫教育についての質問でございます。塩浜小中学校の小中一貫校化の準備状況、課題、小中一貫校のモデル校の検証時期及び検証結果等がございましたし、平成 27 年度の開校に向け、設置検討委員会を開催し、教育内容等について、検討を進めていること、課題としては、9 年間の教育課程のためのカリキュラムの作成や、校内行事等の調整、施設設備の改修であるとか、の答弁を行っております。校内塾モデルプランは市長の公約でもありましたことから、多くの会派から質問を受けております。次にいじめ問題がございました。これについて多くの会派から質疑をいただいております。いじめ問題解消のための施策と展開について、それと、生涯学習部で昨年度から取り組んでおります学校支援実践講座についての質疑がございました。答弁といたしましては、すべての学校において、学校いじめ防止方針を策定すること、また、特に重大な事案については、学校安全安心担当対策室が関わること、学校支援実践講座の取組を継続していくこと等を答弁しております。次に議案質疑でございます。平成 25 年度補正予算の耐震改修工事、トイレ改修工事について、補正理由と効果について質疑がございました。最後に一般質問でございます。一般質問は今回教育委員会に関係する質問が 14 名、質問項目で 17 件ございました。例年ですと、ご質問内容が重複するものがございましたが、今回に限りましては、重複したものは 2 件だけでございました。17 件のうち、何点か取り上げて説明させていただきます。まず、小中一貫校について、2 名からそれぞれ質問がございました。一人目の質問の趣旨は、地域住民への説明の状況、施設設備のあり方、通学区域について等でございまして、早く進めてほしい、地域にきちんと説明してほしい、という趣旨からのご質問でございました。一方、二人目の質問は、教職員の負担が大きくなるのではないかといった事からの質問でございました。答弁では、地域、保護者との意見交換会の実施状況、学年区分や、教育課程等の他、校庭への通路の設置、通学区域審議会への諮問等についての答弁を行っております。次に認定こど

も園に関する質問でございます。質問内容は私立幼稚園の認定こども園に対する考え方、移行する上での課題等についてでございます。答弁においては、保育教諭の確保等の課題と共に、移行についてはまだ検討中とする園が10園、但しすぐに移行することを考えているというところはない、と答弁しております。最後に、公民館使用料の見直しについてと今後の施設整備についてでございます。答弁では、使用料見直しの考え方として、使用する方と使用しない方との負担の公平性を図ること、老朽化した施設を今後も運営していくために、利用する方に一定の負担をしていただくこと、今後の施設改修は、現在作成している施設改修計画を隨時見直しながら、計画的に改修修繕を行って、施設の延命化、長寿命化に努めること等を中心に答弁しております。以上、雑駁でございますが、概略の説明をさせていただきました。

○ 宇田川委員長

ありがとうございました。次に（2）自然学習課新設における現状と今後の充実策についてを説明をお願いいたします。

○ 自然学習課長

本課からは、平成25年度より新設されました自然学習課における現状と今後の充実策について報告させていただきます。議事日程66、67ページをご覧ください。最初に、自然学習課新設の経緯と現状についてご説明申し上げます。本課は、平成25年4月1日より生涯学習部の組織改正により、市立市川自然博物館に旧地域教育課所管の市川市少年自然の家を移管し、自然学習課として新設し、1年が経過いたしました。両施設は、共に大町レクリエーションゾーンにあり隣接しているため、課長は、それぞれに執務日を設け、両施設の状況を掌握するようしております。また、主催行事の手伝いや学校への教育支援活動の連携等有効な活用を進めることで互いの充実を図っております。次に、新設による効果についてですが、利用者によるアンケート調査によって検証を試みてみました。平成25年度は、学校利用者アンケートとし、市内4年生の集団宿泊学習、所謂グリーンスクール実施校を対象に両施設において必要と思われる項目について、実施しました。質問項目とその結果については、66、67ページに掲載しております。結果は、数値的には、両施設とも高い評価となっております。しかし、自由記述においては、自然体験学習のスケジュールや施設の老朽化にともなう貴重な意見をいただきました。その対応については、今年度改善できることについては、学校の実情に合わせたプログラムについて計画の段階で適切な支援をしていくこうと考えておりますが、施設・設備への意見については、予算も関係することから計画的な検討を進めているところでございます。最後に、今後の充実策といったしましては、学校利用者から高い評価をいただいていることから、今後も集団宿泊学習と自然体験学習が一体となったプログラムの運営を学校と十分打ち合わせをしていきます。現在検討している新しいプログラム開発とし

て、自然博物館では、現在行っているエコアップでの活動に加えて新たに、老朽化した大町自然観察園内のビオトープをリニューアルいたしまして、自然体験学習の充実を考えております。また、少年自然の家においては、大町自然観察園内にオリエンテーリングの新しいコースを設置したり、梨の木ペニダント、こういう物なんですかけれども、本年度やっていなかったのですが、復活させたいと思います。また、プラネタリウムの上映プログラムの変更も予算をいただきまして、行いました。施設利用者にとって興味深い施設のあり方に取り組んでまいります。さらに、このような取り組みを、両施設の専門的な知識のある職員、3名学芸員がおりますので、そういう職員と協力して取り組み、プログラムに反映することも必要と考えております。いずれにいたしましても、自然学習課は、学校関係者やその他の来館者・宿泊客・主催行事の参加者等のご利用者に対し、市民目線でのサービスの向上を充実させ、施設の有効的活用及び学習機会の提供についての方法を考え、動植物園との連携をとりながら積極的な事業展開を図っていきたいと考えております。以上で報告とさせていただきます。

○ 宇田川委員長

ありがとうございました。本日の議事は以上でございますが、皆様から何かございますか。

○ 小林委員

学校保健委員会についてですね、どなたにご質問していいかわかりませんが、私は30年以上、校医として富美浜小学校、塩浜小学校はその後からですけれども、学校保健委員会に管理校医として、出席しているのですが、保健委員会というのは、所謂形だけのようなことに終わりがちなような気がして、いつも気になっていたのですが、以前は児童も参加し、教師、それから保護者、学校医、栄養士、養護教諭の先生が参加されますけれども、まず基本的な学校保健委員会の目的、それから開催の義務等、どなたかお答えになっていただけますでしょうか。

○ 保健体育課長

学校保健委員会の開催につきましては、毎年実施することが義務づけられておりますが、今、細かな資料を持ち合わせておりませんので、目的等につきましては、資料を次回でよろしければお持ちいたします。

○ 小林委員

実はですね、先日、今話題になっています塩浜小中一貫校ということで、初めて塩浜中学校と塩浜小学校の合同の保健委員会があったのですが、例年通りいつも保健体育主任、また、安全主任の先生方から、この間は体力測定と食育がテーマだったのですけれども、その報告があって、それで保護者の意見等があって、最後に学校医、もちろん内科系、歯科、栄養の方のコメントを最後にして、終わりという形になるのですが、やっぱり保護者の方も仕

事を休んで参加していらして、我々も仕事を休んで出ている訳ですから、もう少し内容のあるものをこれから検討していただきたいと思うのです。今回の例を一つ話しますと、保健委員会が始まりまして、テーマからして、まず小学校の体育主任が塩浜小学校の体力測定をやってこうだったと、市内と比較して少し劣っているというような話をしました。それから中学校の体育主任であり、安全主任を兼任している教師が中学校の現状を説明しました。そこで司会者が、両教師ともに公務があるためここで退席しますという話をされたのですね。それから今度は保護者の意見を聞いて、私なんかは体力測定で劣っているのにどうしたらしいのかということを、生徒数は極めて少ないし、校庭は生徒数からして狭くないし、何とか業間とかで色々体力を向上するあれがあるのじゃないかということとかですね、小中一貫校が27年度から始めるのだったら、そういうことについて交流したり、体力を上げる方法を小学校中学校で考えていかなきゃいけないのじゃないかと思って、色々意見を言おうと思っても、説明した教師はその場で退席される、公務であるということで、僕は校長先生に、ここは公務じゃないのかと言ったのですが、それは確かに今まででなかったことですので、小中一貫校としてこれからやろうという時にそんな体制ができるのかなと思います。実はそのことについては、保健体育課長にお電話をして、こういうことはしっかりとやらなきゃいけないのじゃないですかということを話しましたけれども、今、私が突然こんなことを言いましたから、すぐに対応をどうこうではないのですが、これから保健委員会というのをもう少し内容のあるものに、どうせやるのならしていただきたいなと思いますし、教育長ご自身もやはり全体的に形骸化しつつあるところがあると、おっしゃっていました。他の学校のことは私はわかりませんけれども、よろしくどうぞお願ひしたいと思います。もう少し具体的な、こういう意識でやっているのだということで、他の学校のこともわかれれば教えていただきたいと思います。

○ 保健体育課長

学校保健委員会の運営、それから活性化につきましては、今後、校長会等を通しまして、こちらの方から趣旨等を説明して、内容の濃い学校保健委員会になるようにお伝えしてまいりたいと思います。以上でございます。

○ 宇田川委員長

ほかにございますか。なければ、以上をもちまして平成26年4月定例教育委員会を閉会いたします。

(午後4時40分閉会)

署名委員

委員長

宇田川 遼

委員

向田茂男

委員

田中廣達